2026年11月17日

各　位

大阪市中央区瓦町三丁目5番7号
株式会社アドバンスクリエイト
代表取締役社長　濱田　佳治
（コード番号：8798　東証プライム、福証、札証）
（連絡先）執行役員　総合企画部長　高岸　浩司
電話　06-6204-1193

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年11月17日開催の取締役会において、2026年12月25日開催予定の当社第31回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

当社は、2026年10月27日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」のとおり、同日開催の取締役会において、当社第31回定時株主総会における必要な定款変更の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議しております。

本移行により、監査を担う監査等委員が、取締役会において議決権を有する取締役となることで、取締役会の審議・意思決定の段階から監査・監督機能を発揮できる体制へ転換し、取締役会による業務執行の監督機能及び牽制機能の実効性向上を図ります。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

２．定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	2026年12月25日（予定）
定款変更の効力発生日	2026年12月25日（予定）

以　上

別紙

定款変更案

（下線は変更部分を示しております）

現　行　定　款	変　更　案
第 1 章　総則	第 1 章　総則
第 1 条～第 3 条（条文省略）	第 1 条～第 3 条（現行どおり）
(機関) 第 4 条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	(機関) 第 4 条（現行どおり） (1)取締役会 (2)監査等委員会 （削除） (3)会計監査人
(公告の方法) 第 5 条（条文省略）	(公告の方法) 第 5 条（現行どおり）
第 2 章　株式	第 2 章　株式
第 6 条～第 10 条（条文省略）	第 6 条～第 10 条（現行どおり）
第 2 章の 2　A種種類株式	第 2 章の 2　A種種類株式
第 10 条の 2（条文省略）	第 10 条の 2（現行どおり）
第 3 章　株主総会	第 3 章　株主総会
第 11 条～第 18 条（条文省略）	第 11 条～第 18 条（現行どおり）
第 4 章　取締役及び取締役会	第 4 章　取締役及び取締役会
(取締役の員数) 第 19 条　当会社の取締役は、11 名以内とする。	(取締役の員数) 第 19 条　当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、11 名以内とする。 2、当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。
（新設）	
(取締役の選任方法) 第 20 条　当会社の取締役は、株主総会において選任し、この選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(取締役の選任方法) 第 20 条　当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任し、この選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2、(条文省略)	2、(現行どおり)

現　行　定　款	変　更　案
(取締役の任期) 第 21 条　取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2、補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新設)	(取締役の任期) 第 21 条　取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2、補欠又は増員のため選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了する時までとする。 3、監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 4、任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条　取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。 2、取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	(代表取締役及び役付取締役) 第 22 条　取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。 2、取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
(取締役会の招集権者及び議長) 第 23 条（条文省略）	(取締役会の招集権者及び議長) 第 23 条（現行どおり）
(取締役会の招集通知) 第 24 条　取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (新設)	(取締役会の招集通知) 第 24 条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (重要な業務執行の決定の委任) 第 25 条　当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の決議方法) 第 25 条（条文省略）	(取締役会の決議方法) 第 26 条（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
(取締役会の議事録) 第 26 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名する。 2、前条第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容及び法令に定める事項については議事録に記載し、取締役及び監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名する。	(取締役会の議事録) 第 27 条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名、記名押印又は電子署名する。 2、前条第 2 項の決議があったとみなされる事項の内容及び法令に定める事項については議事録に記載し、取締役がこれに署名、記名押印又は電子署名する。
(取締役会規則) 第 27 条（条文省略）	(取締役会規則) 第 28 条（現行どおり）
(報酬等) 第 28 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第 29 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
(取締役の責任免除) 第 29 条（条文省略）	(取締役の責任免除) 第 30 条（現行どおり）
第 5 章　監査役及び監査役会	(削除)
(監査役の員数) 第 30 条　当会社の監査役は、4 名以上 5 名以内とする。	(削除)
(監査役の選任方法) 第 31 条　当会社の監査役は、株主総会において選任し、この選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 2、当会社は、会社法第 329 条第 3 項の規定により、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。この選任決議の定足数は、前項の規定を準用する。 3、前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後最初に到来する定時株主総会の開始の時までとする。	(削除)
(監査役の任期) 第 32 条　監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2、任期の満了前に退任した監査役の補欠として就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)

現　行　定　款	変　更　案
(常勤監査役) 第 33 条　監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。	(削除)
(監査役会の招集通知) 第 34 条　監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
(監査役会の決議方法) 第 35 条　監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)
(監査役会の議事録) 第 36 条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びに法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに署名、記名押印又は電子署名する。	(削除)
(監査役会規則) 第 37 条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。	(削除)
(報酬等) 第 38 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削除)
(監査役の責任免除) 第 39 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項に定める監査役(監査役であったもの者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 2、当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第 425 条第 1 項各号に定める金額とする。	(削除)

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	第5章　監査等委員会
（新設）	(常勤の監査等委員) 第31条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。
（新設）	(監査等委員会の招集通知) 第32条　監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員にこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	(監査等委員会の決議方法) 第33条　監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（新設）	(監査等委員会規則) 第34条　監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第6章　会計監査人	第6章　会計監査人
第40条～第42条（条文省略）	第35条～第37条（現行どおり）
第7章　計算	第7章　計算
第43条～第46条（条文省略）	第38条～第41条（現行どおり）
（新設）	(附則)
（新設）	(監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、第31回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の行為に関し、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の責任を法令の限度において免除することができる。 2、第31回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第39条第2項に定めるところによる。